

秋田県建設工事入札参加資格審査用

(令和8年度適用中間年申請)

若年者等雇用申告書

年 月 日

秋田県知事

建設業許可番号

商号又は名称

代表者職氏名

秋田県建設工事入札参加資格審査申請に当たり、次の若年者等を常時雇用として採用し、継続雇用していることを申告します。

1 対象者の氏名 及び生年月日※ 最大2名まで記載	1 若年者・女性 (年 月 日生)
	2 若年者・女性 (年 月 日生)
2 採用日及び区分 区分は該当するものに○印	1 年 月 日 (新規学卒者・新規学卒者以外)
	2 年 月 日 (新規学卒者・新規学卒者以外)
3 各保険の状況 該当するものに○印	①社会保険の加入： 有 ・ 無 ②雇用保険の加入： 有 ・ 無 ③雇用期間の定め： 有 ・ 無 注：③は有の場合加算対象外
4 採用者職歴等※	

※1 若年者又は女性を○で囲んでください。なお、女性は生年月日の記載は不要です。

※2 採用者について採用直前2年間で職歴がある場合は、その期間と勤務先を、新規学卒者の場合は、卒業学校名と卒業年月日を記載してください。

【誓約欄】

本申告は、入札参加資格審査制度の趣旨に合致するものであり、裏面に記載された対象外にあたるもの又は本制度の趣旨に反するものでないこと、そして継続雇用に関する事後調査に協力することを誓約します。

商号又は名称

代表者職氏名

【添付書類】

- 対象者が新規学卒者の場合は、卒業証明書の原本又は写しを添付の上、申告書を提出してください。
- 対象者が新規学卒者以外の者である場合は、(ア)採用直前に在籍していた会社の退職証明書（対象者の氏名、生年月日及び勤務期間が記載されているもの（様式任意）。以下同じ。）の原本又は写しを添付、(イ)採用直前に在籍していた会社に係る雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（写し）を添付、(ウ)雇用保険被保険者離職票－1兼資格喪失確認通知書（被保険者通知用）（写し）を添付、以上の(ア)から(ウ)までのいずれかにより申告書を提出してください。

【提示書類】

- 社会保険標準報酬決定通知及び雇用保険被保険者資格喪失届・変更届
- 住民票（令和7年1月1日以降に面談する場合）

【対象期間等に関する注意事項】

加算対象は、原則として令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間における若年者等採用に限ります。また、裏面も必ず確認の上、両面印刷して提出してください。その他詳細については、手引をご覧ください。

若年者等雇用申告書 裏面

令和 8 年度適用中間年入札参加資格審査における若年者等雇用の概要

新規学卒者等を含む若年者又は女性を常時雇用の者として採用し、地域雇用の創出と技術の継承に取り組んでいる者を評価するため、次の場合に該当するときは対象外とします。

また、本制度導入の趣旨に反した状況（加点を目的とした人事交換等）が疑われる場合は、調査を行い、対象外とする場合がありますので、留意してください。

【対象外となる場合】

- ① 採用日前 2 年以内において当該企業に常時雇用の職員として在職したことがある者を採用した場合
- ② 採用直前に在職していた会社が採用した会社と一定の資本関係又は人的関係にある場合

※資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社又は民事再生法第 2 条第 4 項に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

- ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

※人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

なお、対象期間外に採用した場合や採用時は常時雇用の者ではなかった場合であっても、次の場合は、対象に含むものとして扱います。

- ① 令和 5 年 3 月に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を同月内に採用している場合
- ② 対象採用期間に季節雇用で採用したが、当初の雇用期間を超えて在職している場合（令和 7 年 1 月 1 日時点で 10 ヶ月以上在職している場合に限る。）

参 考

○親会社、子会社の定義

会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社・子会社をいいます。

（会社法）

第 2 条第 3 号（子会社の定義）

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第 2 条第 4 号（親会社の定義）

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

○役員 の 定 義

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- ③ 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
- ④ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

※監査役、執行役員などは、役員には該当しません。